

まんのう

4
April

森のコンサート



森のコンサート（ハンガリアン・ラブソディの一幕）

4月号の主な内容

- 平成24年度施政方針
- 固定資産の評価替え・評価額の縦覧について
- 軽自動車の減免について
- 4/29 春らんまんフェスタ
- 胃がん・子宮がん・乳がん検診

まちの動き <平成24年3月1日現在>

- 人口 …… 19,889人(前年比+19人)
男 … 9,574人
女 … 10,315人
- 世帯数 … 7,189世帯(前年比+12世帯)



効率的で信頼される行政の実現に向けて

平成24年度施政方針（要旨）

平成24年第1回まんのう町議会定例会で

栗田町長が述べた施政方針の主なものを紹介します。

わたくしは、町長に就任以来、一貫して「変えない」行政運営から、「変える」行政運営への転換を図ることこそ、まんのう町が将来においても、持続して発展し得る、唯一の道であると考え、前例踏襲主義からの脱却を心掛けてきました。

そして、経済情勢や社会情勢がいかに変化しようとも、町民の皆様が、住みよい環境の中で、安心して生活ができ、子育てや教育が受けられ、そして仕事ができる、そのようなまんのう町を創り上げることが、私に課せられた最大の使命であると、重く受け止めているところであります。

また、まんのう町経営方針の根本を成します「基本理念」は3町合併時の新町建設計画に基づき「誰もが住みよい・住み続けたいまち」としており、それを具現化するために総合計画を策定し、10年先のまちの将来像として「元氣まんまん まんのう町 改革と協働、輝きのまち」を実現するため

に、町民の皆様とともに、英知を結集して、このまんのう町を更なる住みやすい町となるよう、創り上げて行く決意であります。

その為には、「効率的で信頼される行政の実現」でございます。

行政の健全化では、町民の皆様の協力をお願いしながら、様々な取り組みを実践した結果、平成22年度の健全化判断比率におきまして適正な値を示すことができました。しかしながら、国内景気の低迷が続く中、町内事業者等の業績や所得状況が悪化したことで、本町の税収もそれに比例して減収の一途をたどっています。

このような中、限られた財源を効果的、かつ、効率的に活用するためには、職員が常に改革意識を持ち、積極的に改革に取り組むことができるよう、これまで以上に行政評価や人事評価を活用し、前例踏襲型の行政から脱却して、組織の活性化を図る必要があると考えています。

また、少数精鋭で効率的な行政を行うためには、職員個々の資質の向上が必要不可欠と考えています。今後も積極的に職員研修の参加を推進していくものであり、行政の役割が大きく変化していく中、職員それぞれが「政策に強い公務員」となることにより、町民の皆様の信頼を得ていくことが今後、更に求められていると考えており、満足度の高い、充実した住民サービスの提供に努める所存でございます。

財政状況と今後の見込み

現下の社会情勢における景気低迷を反映して町税収の回復は期待薄であり、平成22年度の決算では、景気後退の影響を受け町税は一昨年に引き続き微減で、対前年度約1、400万円の減収となっております。平成24年度当初予算においても、残念ながら減収を想定しているところであります。

一方、歳入一般財源の根幹をなす地方交付税について国は、平成22年6月22日に閣議決定した「財政運営戦略」で導入した「中期財政フレーム」の改訂に則り、平成23年度と実質的に同水準を確保することを基本とすることから増額となっております。

ただ、合併団体である本町は、地方交付税の特例措置（合併算定替）が講

じられており、国から臨時ボーナスをもらって生計を立てている状態であります。平成23年度の普通交付税における一本算定と特例措置額との差額は約9億4千万円で、これまでににおける合計額は約46億円に達しており、普通交付税が平成28年度から激減緩和措置として5年間をもって段階的に削減される見込みから、町税及び普通交付税等の一般財源の増加が見込めない中、歳出においては、退職手当が当面高水準で推移するほか、高齢化の進展や医療費の増加等による社会保障関係及び関連経費の繰出し金の増加、耐震改修費や老朽施設改修費、合併特例事業等による投資的経費の増加、それらによる公債費の増加などの多額の財政需要が控えており、このことにより、計画的な事業削減は必至であり、施策検討にあたっては、将来の財政負担の軽減のため、財政構造を見直すことを前提とし長期継続事業の廃止・見直しなど大胆な歳出抑制を図るなど徹底した財政健全化に引き続き取り組む所存でございます。

自然が輝くまちづくり

中讃圏域において、貴重な自然環境を有する山なみや里山、水源を持つ本町には、それらを守り、育てながら確

実に次世代に引き継ぐ責務があり、地球温暖化対策では、「まんのう町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいります。

また、自治会要望等で設置しています防犯灯ではLED照明による省エネ・高照度化を推進してまいります。

大変要望が多い家庭用太陽光発電システムにつきましても、昨年同様に継続して一部助成制度を実施することで環境にやさしい自然エネルギーの利用促進を図ります。水質保全の観点では、生活排水対策として合併浄化槽設置に対する助成を引き続き実施いたします。

ゴミ問題では環境への負荷を軽減した循環型社会の実現のため、リデュース、リユース、リサイクルの「3R運動の推進強化」に重点的に取り組みます。その一環として、ごみリサイクルの推進強化を図り、ゴミの減量・再資源化を推進いたします。

また、エコランド林ヶ谷から排水される雨水に塩分が含まれていた問題につきましては、中讃広域行政事務組合と住民関係者との調整役となり、新たな代替貯水池等を整備したことや公共下水道を平成23年度と24年度の2カ年で早期完了することにより地元自治会及び水利組合の不安を一刻も早く解消

することに努めるものであります。

また、今後とも中讃広域行政事務組合に対しまして安心出来る最終処分場施設運営に努めていただくよう働きかけていきます。

心豊かな人材を育てる まちづくり

▽満濃中学校の改築

議員各位のご理解を賜り、町民体育館、町立図書館の新築とともに、PFI手法を導入した事業を進めており、2月より造成工事などに取りかかり、4月に建築工事に着手し、1年後の平成25年3月までには建設工事が完了する予定となっております。

新しい校舎は来年の4月から使用する予定ですが、その後、現在の校舎等を解体してグラウンドの整備を行いますので、全体の工事が完了するのは平成26年の1月末の予定となっております。

PFI手法を導入し、経費の節減と民間企業が持っているアイデアを活かした素晴らしい中学校の改築と町立図書館等の複合施設の整備に努めてまいります。

▼教育施設の耐震改修

平成24年度に満濃南小学校のランチルーム、平成25年度に琴南中学校の体

育館及び満濃南幼稚園の耐震改修に取り組んでまいります。

▼幼児教育

平成27年をめどに幼稚園と保育所の垣根をなくした「総合こども園」を設ける国の構想などを見極めながら、今後、検討委員会を起ち上げ、まんのう町としての幼児教育の在り方を検討してまいりたいと考えております。

▼放課後児童クラブ

保護者の要望を踏まえ、子育て支援を充実させるため、同一世帯から2人以上の児童が放課後児童クラブを利用している場合は、2人目以上の児童に係る利用料を2分の1にするなど、利用料の軽減に取り組んでまいります。

▼生涯学習推進体制の整備

地域住民にとって、もっとも身近な公の施設である公民館等の安全性や利便性を高めるため、生涯学習施設の計画的な修繕や整備・充実を図ります。また、生涯スポーツの振興として、普及・定着のため、「総合型地域スポーツクラブ」設立への支援を行います。

すべての人が輝くまちづくり

本町の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、県及び関係団体との連携強化に努めます。また、人権啓発の拠点である長尾会館を中心として人

権尊重社会に向けての取り組みを鋭意発信してまいります。

男女共同参画の推進につきまして、男女がお互いの個性と能力を発揮でき、女性の社会参画が容易となる環境づくりに向けて、取り組んでまいります。

地域間交流では、本町と丸亀市を中心市とした「定住自立圏構想推進要綱」に基づき、協定を締結することで相互の多様な個性を最大限に活かしながら圏域における定住を強く推進し、ひいては我町の魅力を積極的に発信することで本町への定住機運を高めていくものでございます。

文化関係につきましては、ご承知のように一昨年、世界無形文化遺産の登録に逆風が吹き、佐文地区の綾子踊はユネスコの無形文化遺産保護条約の代表一覧表への記載は見送られました。

今後は、年間登録件数が絞られるうえ、登録前の審査に専門家機関の評価を加える案が浮上するなど、無形文化遺産の登録が狭き門になりそうですが、できるだけ早い記載に向け、働きかけを継続してまいりたいと考えております。

また、中寺廃寺跡の保存整備事業につきましては、平成25年度完了を目指して、平成24年度は遺構の整備、説明板の設置等を進めてまいります。

誰もが安心して暮らせるまちづくり

かりん温泉跡の「かりん健康センター」につきましては新しく開所して早や、一年が経ちました。利用者の皆様には地理的面でご不便をお掛けいたしましたますが、多くの町民の皆様にご利用いただいておりますこと、大変喜んでるところでございます。今後も、住民の健康増進に寄与できるよう更なる取組みとして、健康診断の受診者を増やし、乳がん・子宮がん検診等、がん検診を充実させることで病巣の早期発見に努め、罹患者^{りかんしゃ}の治療率を高めま

す。また、乳幼児若年者を対象とした子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種では、23年度と同じく全額公費助成を継続して推進することで、罹患者^{りかんしゃ}の低減を図ってまいります。

また、新たな取り組みとして、40歳から5歳区切りの年齢の方を対象として、公費助成を持って歯科医療機関での検診を推進してまいります。

自殺者対策事業といたしまして、関係機関と連携を図りながら自殺予防啓発活動と相談事業の充実、メンタルヘルス・サポーター等のリーダー養成を

行うなど、精神的な悩みを抱える人に対しての支援等を展開してまいります。

健康施策では、琴南地区の琴南農村環境改善センター、満濃地区の満濃農村環境改善センター、仲南地区の仲南支所において、筋力トレーニングや健康体操などの有酸素運動が楽しみながら手軽にできる「かんたんフィットネス」を開設しており、利用者の皆様からは安価で質の高い設備が整っているとの声が寄せられています。一人でも多くの町民にご利用いただけるよう更なる啓発を行ってまいります。

高齢者福祉・介護保険計画の策定

福祉は拡大傾向から、住民負担や財政運営に配慮して、適正化のための調整が必要な過渡期を迎えています。今後の三年間は、何よりも介護保険料の高騰を抑制することを最重点といたしており、今回は県下で最も低い伸び率にすることを根幹としています。

障害者・障害福祉計画の立案

障害者の自立支援の理念を発揮するために、障害者が家族との関わりを深めながら、働いて、地域で暮らして行ける環境整備を図ります。

また、介護給付の決定は、一般の方への説明責任を果たせるものとするため第三者委員会の設置を働きかけます。

敬老会の見直し

町内7か所ごとに実行委員会を開催し、町からの委託により各地域の実行委員会が実施することで合意ができました。

医療費節約の啓発

これまでに町内69か所で開催して、2、338人の町民にお伝えしています。現在、国民健康保険の一人当たり医療費は、県下で高い方から4番目、後期高齢者医療保険は9番目に順位が下がって来ましたが、懸念すべき状態には変わりありません。今後3、4年間に300カ所で7、000人への啓発を達成目標として継続する方針としています。

新年度の国民健康保険料は、高松市の2割の上げ幅が話題になりましたが、本町の新年度は据え置きといたします。

後期高齢者医療も2月の運営委員会では、今年度と同額で新年度の予算を組む採択がなされています。

ただし、今年度の3月補正予算のご提案のとおり、平成25年度の増額は避けられない見通しであります。

「安心安全生活ネットワーク会議」

「命見守り ほっと安心」事業の公的な背後支援のために社会福祉協議会が開催していた「ほっと安心委員会」を継承するものであり、数多く実施さ

れている安心安全施策の連携を図るものであります。12月議会で策定した「安心安全生活ネットワーク基金」の確かな運用のために、この会議の果たす役割に期待を寄せているところで

誰もが安全・快適に住めるまちづくり

公共交通不便地域である本町において、交通弱者の移動手段を確保するために導入いたしましたデマンド型乗合タクシー「あいあいタクシー」は2年間の国の支援による実証運行が終了し、新年度から本格運行に移行いたします。今後も、一人でも多くの住民の皆様が気軽にご利用いただける運行に努めてまいります。

南海・東南海地震対策

生活安全対策として町道に架かる橋梁の長寿命化を計画的に整備を行います。町内には架設後40年から50年が経過した橋梁が多く存在しており、補修では安全が確保できない橋梁については架け替えを行うこととしており、24年度は仲南地区の道徳寺橋の実施設計を行うこととしています。

土地改良事業では、新年度より県営二期中山間総合整備事業が6年間の予定で15億円を超える事業費を持って動

き出しますので、住民の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、10万トン以上のため池のハザードマップ作成では住民の安心・安全を確保するために速やかに実施していく所存でございます。

耐震住宅施策では、昭和56年6月以前に建設された民間住宅の耐震改修への支援を行うため国、県の制度に合わせ新年度も継続して一部補助金を支給してまいります。

水道事業では、老朽管の耐震化を計画的に実施し、震災に強いライフラインの構築に努めます。

▼防災・減災の地域力づくり

災害から住民の生命、財産を守ることは行政の最重要課題であることから、計画的な瞬時警報システムによる全戸への緊急地震速報により避難訓練を実施してまいります。

また、地域防災計画改訂に併せ、避難にあたって各地域の公民館・集会所が一時避難場所として機能するの調査を進めており、結果が出次第、ご報告をいたします。

自主防災組織への支援では、特に高齢者や障害者が災害時に安全に避難するために地域の力が不可欠であります。自分の命は自分で守ることを基本として近隣で助け合い、尊い命を一人でも救うための仕組みづくりとして自

主防災組織育成推進要綱を新たに作成し、共助体制づくりを支援いたします。

また、防災資機材整備事業や地域防災活動事業を創設し自主防災組織の活動に対して助成を行ってまいります。

交通安全施策については、23年度は残念ながら町内で多くの死亡事故が発生いたしましたことから、交通事故撲滅の啓発を各種団体とともに強力に推進していく所存でございます。

地域経済の活力を高めるまちづくり

本町は、総面積の70%が森林であり、豊かな自然に恵まれています。しかし、その森林も従事者の高齢化や木材需要の低迷で整備が遅れている状況であります。国においては、林業として成り立つよう個々でなく、広い範囲で地域が連携した森林整備を目指しています。そのひとつとして、森林経営計画から広い範囲を対象とした森林経営計画に移行することとなりました。

町といたしましても森林を育て木材生産に結び付くよう森林組合と連携を密にして「森林経営計画」の樹立を促進してまいります。

農業施策については、環太平洋連携協定（TPP）について交渉参加に向

けて関係国と協議に入ると国は表明しておりますが、具体的内容等の説明も十分なされておらず、農業の先行きが心配されるところであり、全国町村会としても反対をしているところでもあります。

今後、国の動向を注視し農業関係団体等と連携して対応してまいります。本年7月は、農政・農地行政の重要な役割を担っている農業委員の改選時期であります。農業委員会は権限委譲など活動強化がされており、改選に伴う研修会などを通じ優良農地の確保・有効利用、担い手の確保・育成に取り組んでいただけるものと期待をしております。

2010農業センサスによりますと、前回調査と比べ農業従事者の高齢化、遊休農地の増加がみられます。その解消には地域の農業・農地は地域で守るという取り組みが大切であります。国においては、新規就農、農地集積の推進のため新たな事業が予定されており、その事業に取り組むには、集落で担い手を位置づけるなど地域農業マスタープラン作成が必要となります。

このような新たな制度の周知や平成23年度から行っている集落営農法人への活動支援を継続して行い地域農業の振興に努めてまいります。

また、平成23年度から本格実施され

ました戸別所得補償制度については、農家の所得向上に結び付くように制度の活用を推進してまいります。

また、安定的な農業経営を実現するために、各種土地改良事業の推進に取り組む、生産基盤の整備・農業用水の確保と併せて地域の高齢化・担い手不足の進む中で農地や農業用施設の保全管理のための事業を今迄以上に取り組んでまいります。

農村環境の保全では、毎年増え続けている農作物のイノシシ被害対策として、集落での取り組みを推進するため、自治会での狩猟免許取得、箱わな購入補助を継続して実施いたします。

また、電気柵設置などの被害防除事業も実施しており、環境保全に取り組んでまいります。

商工観光につきましては、地域消費者の購買意欲の拡大等による、町内商工業者の活性化、経営基盤充実を目的に平成19年度から継続実施しておりますプレミアム商品券の発行助成は、本年度、発行金額1億円として、1千万円の助成を行うことで、町内商工業の活性化に努めてまいります。

また、町観光の核として観光振興を担っていただくようツーリズム協会の充実と活動に対し支援を行ってまいります。

平成24年度は 固定資産評価替えの年です

税務課 ☎ (73) 0104

固定資産（土地と家屋）の評価額は3年に一度、見直されます。

平成24年度は、評価替えの年に当たり、評価の見直しを行っています。主な見直し事項は、次のとおりです。

●土地

①宅地単価の見直し

町内全域の宅地の価格を、不動産鑑定士による鑑定価格の7割をめどに均衡化・適正化を図っています。

②雑種地評価の見直し

おおむね、宅地に接続しない、次の用途の土地は、雑種地として宅地並みに評価されます。

例えば、駐車場、資材置き場、屋外自動車展示場、廃車置き場などです。

これらの用途以外でも、現況が宅地に類似している場合は、雑種地として評価されます。

ただし、現に建物が建設されている土地であっても、建物の敷地の用に供されるものであることが明らかな場合、例えば、建物の新築工事に着手している、分譲宅地として整地が完了している、または住宅建築を目的に転用され整地が完了している、これらの場合は、雑種地ではなく宅地として評価されます。

③住宅用地の見直し

賦課期日（1月1日現在）におい

て、評価済みの居住用家屋が存在し、その家屋で生活が行われている宅地については、住宅用地として課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されています。

しかし、その家屋をすべて取り壊して更地となった場合や、住宅としての用途を変更した場合は、住宅用地の特例が適用されず非住宅用地となるので、課税標準額が高くなります。

なお、住宅の建設が予定されている土地や、住宅が建設されつつある土地は、住宅用地とは認定されません。

④現況による課税地目の見直し

通常、登記簿上の地目と現況地目は一致しなければなりません。登記地目と現況地目が一致しない場合は、登記地目に関係なく利用状況から判断し、現況により課税地目を見直しています。

例えば、宅地に隣接した畑を宅地として利用している場合は、現況により宅地として評価され、田を資材置き場として利用している場合は、現況により雑種地として評価されます。

●家屋

在来分家屋の評価額は、実際に建築されたときの評価額にその後の建築物価の変動割合と、建築後の年数の経過による減価割合（経年減点補正率）を

掛け合わせて再計算されます。

建築年数が経過すれば、家屋の価値は下がるので、評価額も下がります。

ただし、資材費や労務費などの建築費の上昇率が、経年減点補正率を上回る場合は、評価額が下がらないことがあります。最低価格に達した家屋についても、評価額は下がりにません。

また、家屋を新築・増築された時、または家屋を取り壊された時には届出が必要です。

確かめよう！ 固定資産の評価額

固定資産課税台帳を基に作成される土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿により、土地または家屋の価格をご覧いただけます。

■縦覧期間／4月2日(月)～5月31日(木)

※土日、祝日を除きます。

■縦覧場所／役場税務課、琴南支所、仲南支所

後期高齢者医療保険

◆平成24・25年度 保険料について

保険料の上限額が一人につき50万円から55万円に引き上げられます。

所得の少ない方や被用者保険の被扶

養者であった方に対する軽減措置も実施されます。
均等割額、所得割率については昨年と同様です。

◆平成24年度

医療保険料の納付について

○仮徴収（年金天引き）の対象の方

平成24年4月年金支給分より年金天引きが開始されます。天引き額は、平成24年2月天引き分と同額となります。ただし、4月から新たに天引きが開始される方（平成24年2月に天引きがされていない方）につきましては、平成22年中の所得を基に仮計算された保険料の1/6相当の額が天引きされます。

平成24年度の保険料額が確定後、10月以降の天引き分で残りの保険料額の調整が行われます。

○仮徴収の対象外の方

（普通徴収から開始の方）

平成24年6月に保険料が確定後、平成24年7月より納付書または口座振替による納付が開始されます。その後、年金天引きに移行できる方につきましては10月から天引きが開始されます。

※保険料を年金天引きされている方で、口座振替による納付に変更をご希望の方は、町税務課、各支所のいずれかの窓口までお申し出ください。

【問い合わせ先】

税務課 ☎ (73) 0104

税務課から軽自動車税の減免についてのお知らせ

身体や精神等に障がいがあるため歩行が困難な人は、一定の要件を満たしている場合に、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

減免は、下表の条件に該当する場合で、障がい者1人につき1台に限ります。

対 象 者		車両の所有名義	運転者	用 途
身体障がい者（注1）	18歳以上	障がい者本人	障がい者本人	限定なし
	18歳未満	障がい者本人 または 同一生計の家族	同一生計の家族 または 常時介護者	もっぱら身体障がい者等の通院、通学、通勤、生業または一時帰省のために使用（週1回（または月4回）以上かつ3か月以上継続して使用すること）
知的障がい者（注2）				
精神障がい者（注3）				

（注1）身体障害者手帳や戦傷病者手帳の一定の障がい等級に該当する方（詳細は、税務課へお問い合わせください。）

（注2）療育手帳の障がいの程度・Aの方

（注3）精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る）の障がい等級1級の方

申請に必要なもの

1. 減免申請書 2. 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証のいずれか該当するもの 3. 運転免許証 4. 自動車検査証 5. 印鑑 6. 通院、通学、通勤、生業証明等使用状況を明らかにする証明書

※同一生計の家族または常時介護者が運転する場合のみ1～5以外に6が必要

身体障がい者等のために構造を変更した軽自動車等の減免

車いすの昇降装置、固定装置、浴槽を装備するなど、その構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車等も、申請により減免を受けることができます。

申請に必要なもの

1. 減免申請書 2. 自動車検査証（自動車検査証に構造変更の記載がない場合は、写真等も必要になります）
3. 印鑑

申請期間 5月24日（木）まで（納期限前7日まで）

早目の申請をお願いします。減免になっても、口座振替納付の場合は、振替の中止が間に合わず、一旦お支払いいただく場合があります。

申請期間を過ぎると受付できません。

【問い合わせ先】 税務課軽自動車税担当 ☎（73）0104

外国人住民に関する制度が変わります

法改正に伴い、平成24年7月9日から新たな在留管理制度が始まり、外国人住民の皆さんにも日本人と同じく住民基本台帳法が適用されます。

主な変更点は次のとおりです。

■外国人住民の方にも住民票が作成されます。

日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された「住民票の写し」などが発行可能になります。

■外国人登録証明書が「在留カード」または「特別永住者証明書」に変わります。

現在の外国人登録証明書が、中長期在留者の方は「在留カード」に、特別永住者の方は「特別永住者証明書」に、順次切り替わります。ただし、すぐに切り替える必要はありません。

新制度への円滑な移行を図るために

平成24年5月頃に、外国人住民の仮住民票を作成し、その内容をご本人に通知しますのでご確認ください。

※施行日（7月9日）までは、現在の外国人登録法に基づいた手続きが必要です。特に在留資格・在留期間の変更は、住民票の作成にかかわる重要な事項ですので、変更申請もれがないようにご注意ください。

新制度については、総務省および法務省のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎（73）0101

まんのう町の文化財が 絶賛公開中！

まんのう町の遺跡から出土した、2つの文化財が、町外の博物館で展示されています。いずれも、町の歴史を語る上で、欠かすことのできない、とても貴重な文化財です。この機会にぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。

◆まんのう町羽間

あそだひがし
安造田東3号墳出土

モザイクガラス玉（古墳時代）

吉備と讃岐・瀬戸内、いにしえの姿

香川・岡山の遺跡からの出土品を一堂に会し、弥生時代から古墳時代の瀬戸内の歴史を紹介しています。

とき／4月22日（日）まで

ところ／香川県立ミュージアム

高松市玉藻町5番5号

☎087（822）0002



安造田東3号墳はまんのう町羽間にある横穴石室を持つ古墳です。平成2年に発掘調査が行われ多くの遺物が出土しました。中でも大きさ1・45cmのモザイクガラス玉は、高度な技術を用いて美しい模様を施しています。モザイクガラス玉は国内で他に発見例がなく、2〜4世紀頃に東ヨーロッパの黒海周辺で製作され、運ばれて

きたと考えられています。町内の遺跡が遠く外国とも関わりがあったことをうかがい知ることができます。

◆まんのう町長尾

佐岡遺跡出土 平型銅剣
ひらかたづけ

（弥生時代）

弥生時代に広がり地域独自に展開した青銅器文化を、全国からの出土品を中心に紹介しています。

とき／5月16日（水）まで

ところ／島根県立古代出雲歴史博物館

（島根県出雲市大社町杵築東99-4）

☎0853（53）8600

昭和24年9月、まんのう町長尾字東佐岡の岩谷池の堤の下の傾斜地で平形銅剣2本が発見されました。1本は完全な形で長さ35cm、幅6・4cmで、もう一本は先がなくなり折れていました。

た。弥生時代に埋められていた銅剣が、その後に築造された池からあふれ落ちる水によって、徐々に掘り出されたものと考えられます。まんのう町でも青銅器文化が華ひらいたことを物語ります。



※各展示会の情報は「まんのう町の文化財」ホームページ（<http://www.bunkatown.manno.jp>）で入手できます。

【問い合わせ先】

中寺廃寺発掘調査室（琴南公民館内）
☎（85）2221

民間住宅耐震対策事業の お知らせ

補助金を活用して、今すぐ耐震診断・改修工事に取り掛かりましょう。

民間住宅の耐震化を促進するため、国の助成制度を活用し、県と連携して町内の民間住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

■補助対象となる民間住宅

・昭和56年5月以前に建てられた住宅（それ以後に増築をした住宅でも補助金の対象とします）。

・建築基準法の規定に基づく重大な違反がない住宅。

・町内に住所を有する者が自ら所有しており、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として引き続き利用される住宅。

・耐震改修工事を行う場合は、耐震診断により倒壊する可能性があるると診断された住宅。

※賃貸住宅や別荘、

別棟の倉庫、納屋

などは対象外です。また、建替えや



除却のみの工事に対しての補助金はありません。

■補助金の交付額

○耐震診断補助

・補助率3分の2（補助限度額6万円）

○耐震改修工事補助

・補助率2分の1（補助限度額60万円）

■申し込み期限／平成25年2月15日

■受付場所／建設土地改良課

■注意事項

・同一の建物について、二度の補助は受けられません。

・耐震診断は、構造設計一級建築士、または所定の講習を受けた建築士が行う必要があります。

・耐震改修工事を行う事業者は、県内に営業所がある業者に限ります。

・交付決定前に工事契約を行った場合は、補助を受けることができません。

・リフォーム工事をあわせて行う場合は、耐震改修工事に要する費用のみが対象となります。

・町税を滞納している場合は補助を受けることができません。

申請様式等は、建設土地改良課でお渡しするほか、まんのう町役場ホームページでも公開しております。

【問い合わせ先】

建設土地改良課 ☎（73）0107

各団体の伝統芸能披露やステージショーのほか抽選会や特産物販売を開催！

春らんまんフェスタ まんのう町の日

4/29
日・祝



●日時／4月29日（日・祝）

10:00～15:45

（※雨天決行）

●場所／国営讃岐まんのう公園

芝生広場（観覧無料）

主催／まんのう町

問い合わせ先／

まんのう町役場

産業経済課

☎73・0105



©2012 テレビ朝日・東映 AG・東映

10:00 開会式（主催者挨拶、来賓祝辞）

10:10 抽選券配布

10:30 大正琴の調べ（琴修会さめき琴平支部）

11:05 ゴーバスターズ
キャラクターショー（1回目）

11:35 ゴーバスターズ
キャラクターショー握手会（1回目）

11:55 和太鼓演奏（讃岐まんのう太鼓保存会）

12:35 きみともキャンディライブ
（※ショー終了次第グッズ販売有）

13:35 STREET DANCE（MAYO DANCE STUDIO）

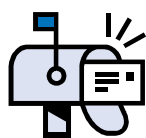
14:00 ピエロアキオショー

14:35 ゴーバスターズ
キャラクターショー（2回目）

15:05 ゴーバスターズ
キャラクターショー握手会（2回目）

15:25 抽選発表

15:40 閉会式



まんのう町役場本庁舎専用
個別郵便番号 766-18503

ただし、本庁舎以外の施設（各支所や水道課）に郵便を送る場合は、従来どおり、郵便番号と住所を記載してください。なお、本庁舎宛の郵便物に関して、従来どおりの郵便番号と住所を記入していただいても配送されます。ぜひ、ご活用ください。

平成24年4月1日より、まんのう町役場本庁舎宛の郵便物について、個別郵便番号の利用を開始します。

個別郵便番号を記入すれば、宛先住所の記入（まんのう町吉野下430番地）が不要になります。

まんのう町役場専用個別
郵便番号サービス
利用開始のお知らせ

平成24年4月1日から、仲南支所での閉庁日（土日祝日、年末年始）における日直業務が廃止となります。閉庁日における婚姻届、出生届、死亡届などの届出、また問い合わせについては、役場本庁（☎73・0100）へお願いします。

仲南支所の日直廃止について

平成24年度

住宅用太陽光発電システム
設置費補助事業のご案内

町では地球温暖化防止対策として、環境にやさしい自然エネルギーの利用促進に昨年度より取り組んでいます。町内で住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

太陽光発電システムの
設置（新設・増設）を
予定されている方へ（お知らせ）

町内で、自ら居住するための住宅（店舗との併用住宅を含む。）に太陽光発電システムを設置（新設・増設）しようとする方、または建売住宅に太陽光発電システムを設置しようとする



方に予算の範囲内で補助をします。ただし、町税等を完納していることが条件です。

平成24年度は、
40件の募集を行います。

補助金予約申請の受け付けを4月2日（月）から開始します。

※予定件数になり次第締め切りますので、お早めに！

■補助金の額

4万円×太陽電池モジュールの最大出力の合計値（kw）（1、000円未満切捨て、上限12万円）

※最大出力の合計値は、小数点2位未満を四捨五入します。

■申請から交付までの手順

（1）補助金交付予約申請書

※必ず設置工事の着手前に提出してください。工事着手後の申請は補助対象になりません。

最終提出期限は平成25年1月31日

（木）までです。（期日厳守）

（「予約受付通知書」が届いてから速やかに工事に着手してください。）

※中古品は補助対象になりません。

※予約申請をしていなければ補助は受けられません。

※太陽電池モジュールの最大出力等の変更がある場合には、計画変更届出書の提出が必要です。

（2）補助金交付申請書

※設置工事の完了後、速やかに提出く

ださい。

最終提出期限は平成25年2月28日（木）までです。（期日厳守）

（3）審査の上、補助金を交付

※補助金は審査の上、交付決定されるものであり、申請をしたから交付されるというものではありません。

【問い合わせ先】

住民生活課 ☎（73）0101

合併処理浄化槽設置
補助金制度

町では、川やため池、海などの水質汚濁を防止するため、生活排水全般を処理できる「合併処理浄化槽」の普及を推進しており、設置者に対し設置費用の一部を、予算の範囲内で補助を行っています。

■補助の対象

・処理対象入槽が50人以下の合併処理浄化槽
・専用住宅および自治会が設置する集会場等

■補助対象地域

次の地域を除いたまんのう町全域です。

処理入槽	専用住宅	集会場等
5人槽	450千円	225千円
7人槽	650千円	325千円
10人槽	850千円	425千円

◎公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業認可区域

◎共同処理施設を有する共同住宅

【問い合わせ先】

住民生活課 ☎（73）0101

高校生対象
バス定期券購入費を
補助します

▽対象者

①まんのう町内に住所があること。

②高等学校に通学するのに定期券を購入し路線バス（琴参バスの美合線または炭所線）を利用していること。

▽補助金額

定期券バス運賃の額の3分の2（年額10万円まで、1000円未満の端数は切り捨て）

▽申請期限

定期券の使用開始日から起算して30日以内。

▽受付窓口

企画政策課、仲南支所、琴南支所、美合出張所

▽持参物

定期券の写し、認め印、（新規の方のみ）振込先金融機関名と口座番号が分かる物

【問い合わせ先】

企画政策課 ☎（73）0106

がん検診を受診しましょう！

まんのう町では、がん検診を無料（医療機関委託胃がん検診を除く）で行っています。がん検診の対象者は、胃がん検診、乳がん検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上となっています。

集団のがん検診は、医療水準の確保された医療機関と連携の基、精密検査の日程調整も行なう検査システムになっています。

がん検診の一次検査の感度（がんであるものをがんと正しく診断する精度）では子宮頸がん細胞検診は90%、胃がんX線検査は70～80%、乳がんX線検査（マンモグラフィ検査）触診とも有効性が科学的に証明されており、症状のない状態でのがん検診は極めて重要です。胃がんは毎年受診、乳がん、子宮頸がんは隔年受診となっています。ぜひ、受診しましょう！

平成24年度（集団）胃がん・子宮頸がん・乳がん検診は下記の日程で行います。

実施月日	場 所	胃がん	乳がん	子宮頸がん
4月 19日(木)	琴南総合センター（美合）	9:00～11:00		
20日(金)			13:00～14:00	15:00～15:45
20日(金)	琴南農改センター	9:00～11:00	9:00～11:00	13:30～14:30
23日(月)	仲南農改センター	9:00～11:00		13:30～15:30
24日(火)		9:00～11:00	9:00～11:00	13:30～15:30
27日(金)			9:00～11:00	

※申し込みされた方には
ご案内状と問診表を郵
送します。
※満濃地区の（集団）が
ん検診は10月～12月
に行います。

香川県内の集団がん検診で実施された香川県総合健診協会の実績は以下の通りです。

平成21年度香川県総合健診協会 がん検診の追跡調査結果（日本対がん協会まとめによる）

検診項目	受診者数／年間	精密検査受診者数	がん発見者数
胃がん検診	19,437	1,141	46
子宮頸がん検診	12,369	91	14
乳がん検診	7,047	698	30

【問い合わせ先】 健康増進課 ☎ (73) 0126

高額な外来診療を 受ける方へ

平成24年4月1日からは高額な外来診療を受けたとき、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、「認定証」）や被保険者証を医療機関の受付窓口で提示すれば、ひと月の同一医療機関等の窓口での支払が一定の金額（下記表）にとどめられます。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いただき、後で保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、平成24年4月1日からは、医療機関等の窓口で認定証等（※）を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取扱いを受けることができるようになります。

（※）非課税世帯の方「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、非課税世帯でない方「後期高齢者医療被保険者証」（申請は必要ありません）

【認定証の交付申請手続き方法】

必要な方の後期高齢者医療被保険者証、印鑑、来られる方の身分証明書（免許証等）を持って、役場福祉保険課もしくは各支所の窓口へ申請してください。

外来限度額

	要 件		自己負担限度額 (ひと月当り)
	一部負担金の割合	判 断 基 準	
現役並み所得者	3割	住民税課税標準額が145万円以上及び同一世帯に属する被保険者	44,400円
一 般	1割	住民税課税標準額が145万円未満の課税世帯に属する被保険者	12,000円
低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	1割	世帯全員が住民税非課税である世帯に属する被保険者	8,000円
低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)	1割	世帯全員が住民税非課税であり、かつ世帯全員の各所得が0円の被保険者	8,000円

※低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱに該当する方は、認定証が必要になります。

【問い合わせ先】

福祉保険課 ☎ (73) 0124
香川県後期高齢者医療広域連合事務局
☎ 087 (811) 1866

**お勤め先を退職された方は、
国民年金の手続きをお忘れなく！
保険料納付が困難な場合、
退職（失業）による特別免除が
あります**

●会社に勤めているときは厚生年金保険の適用を受けていますが、会社を退職した場合は、国民年金第一号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者の方も国民年金の加入種別が第三号被保険者から第一号被保険者になります。

●国民年金第一号被保険者になった場合、「国民年金被保険者種別変更（第一号被保険者該当）届」の提出が必要ですので、年金手帳をお持ちの上、住民票のある町役場で手続きを行ってください。

○国民年金保険料の納付が困難な場合の保険料免除制度は本来、前年の所得をもとに審査しますが、前年度又は当年度に会社を離職し、失業していることが雇用保険受給資格者証等により確認できる場合は、特例的に本人の所得の有無に関わらず、保険料免除（全額、四分の三、半額、四分の一）が認められます。（ただし、配偶者や世帯主に所得があるときは保険料免除が認められない場合もあります。）

○保険料免除を希望する方は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の提出が必要ですので、雇用保険受給資格者証等の写を持参の上、住民票のある町役場で手続きを行ってください。

【問い合わせ先】
福祉保険課 ☎（73）0124

学生納付特例申請の 簡素化について

平成23年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成24年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要な最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書又は学生証は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書等が必要です。

また、平成24年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

【問い合わせ先】

日本年金機構善通寺年金事務所

☎（62）1660

《タケノコご飯》



【エネルギー】333kcal 【タンパク質】9.4g
【脂質】4.4g 【食物繊維】1.3g 【食塩】1.7g

材料（4人分）

A	●米	2カップ	B	●ダシ	1/2カップ
	●水	2・1/4カップ		●しょうゆ	大さじ1
	●酒	大さじ1		●砂糖	小さじ1
	●塩	小さじ1/2		●みりん	小さじ2
	●しょうゆ	大さじ1			
●タケノコ（茹でたもの）				100g	
●鶏もも肉				40g	
●油揚げ				1/2枚	
●木の芽				適宜	

その他のレシピ

- ・タケノコのオイスター炒め
- ・タケノコの唐揚げ
- ・タケノコポタージュ



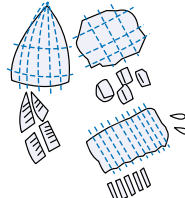
1食に野菜を
350g
食べよう！

今しか食べられない旬の
野菜を、しっかり美味しく
味わいましょう！

作り方

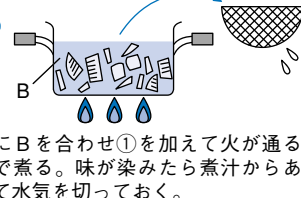
1

タケノコは薄切りに、鶏ももは1cm角切りに、油揚げは油抜きをして細切りにする。



2

鍋にBを合わせ①を加えて火が通るまで煮る。味が染みたら煮汁からあげて水気を切っておく。



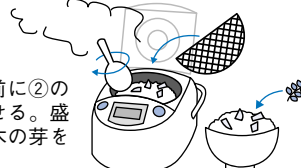
3

Aを合わせて炊飯器で炊く。



4

炊き上がる直前に②の具と混ぜ合わせる。盛り付けてから木の芽を飾る。



- 筍は食物繊維のかたまり。低カロリーヘルシー食材です。
- 食物繊維は便秘解消だけでなく、生活習慣病予防にもしてくれます。
- 食物繊維は胃の中で膨らみ、満腹感を与え過食を防止します。
- 中の白い塊はうまみ成分です。取りのぞいてしまわなくても害はありません。
- 筍のうまみ成分の中には疲労回復の効果があるものもあります。

料理の
ポイント

いきいき流「花粉症対策」の裏ワザご紹介♪

まんのう町健康増進課 ウエルネスマネージャー 庄



春らんまん。ぽかぽかで楽しい季節ですが、花粉症の方にはつらい季節。花粉症でない人もご用心！花粉症は突然やってきますよ。

▼Q1 花粉症とは？

A 花粉症はI型アレルギーに分類される疾患の一つ。簡単に説明すると花粉に対して自分の体が起こすアレルギー反応。つまり花粉に対して免疫が過剰に反応している状態と考えてください。

▼Q2 なぜ涙やくしゃみがでるの？

A 体が花粉を体外に出そうとして涙や鼻水、くしゃみが出ます。

▼Q3 予防法ってあるの？

A 大量に花粉に触れると、体が花粉に対する抗体を生産する可能性が高くなり、抗体を大量生産すると花粉症を発症しやすくなります。花粉症でない方や症状が軽い方でも、大量に花粉に触れると発症する場合があります。大量の花粉に接触しないことが予防のポイント。

- ・マスク 吸い込む花粉が3〜6分の1に減らせるので効果的です。
- ・メガネやゴーグル 目に入る花粉を2〜3分の1に減らせます。
- ・洗顔 帰宅したら洗顔して、特に目の周りやまつ毛を洗います。この時、タオ

ルにご注意。外に干したタオルは花粉でいっぱい。室内干ししましょう。

- ・服に注意 外から帰った時の服は花粉でいっぱい。帰宅したら家に入る前に服をよく払って、部屋着などに着替えるといいでしょう。
- ・うがい 鼻の粘膜に付いた花粉は線毛により喉に運ばれます。喉の花粉を排出するのに効果的です。

▼Q4 花粉症になったらどうするの？

A 早めに医療機関を受診しましょう。通常は耳鼻咽喉科ですが目の症状が酷い場合は眼科をお勧めします。内科・小児科でも受診できますので事前に電話で相談するといでしょう。通常の診断は、血中の花粉抗体の有無と粘膜の状態を診て診断します。早期受診で鼻粘膜の炎症が進んでいない場合は、重症化を未然に防げますよ。

★症状軽減の裏ワザ

鼻づまり カイロをタオルで包んだもので鼻を温めてみましょう。蒸したタオルでもいいですが、化粧が取れたり皮膚がカサカサになる場合があります。

目の痒み 冷却アイマスクや保冷剤をタオルで包んだもので時々目を冷やします。濡れたタオルでもいいですが、化粧が取れたり皮膚がカサカサになる場合があります。

この内容は、音声告知放送ふれあい放送で第3・4月曜日の午後8時30分から放送します。

かんたんフィットネス通信

トレーニングルームのご紹介

最新マッサージ機導入

かんたんフィットネス満濃に最新マッサージ機を導入！温熱機能も付いた最高機種で近隣の施設にはありません！最高に気持ちいいですよ！



有酸素運動

最新のランニングマシンとエアロバイクを導入。大画面テレビを見ながら運動できるので楽しく飽きません！



筋肉トレーニング

効果が高く、安全性の高いマシンを導入。筋肉増強と引き締め効果を狙います！



■料金プラン

一般会員（月額1,000円）
何回でも使い放題です。

回数券（1回200円）

■実施場所

満濃会場 満濃農改センター12F

仲南会場 仲南支所2F

■対象者 運動が可能な方（中学生以下の場合には保護者もしくは指導者が引率の場合に限り利用頂けます）

■利用時間

満濃会場 午前9時〜午後9時まで
（日曜日は午後5時まで）

定休日 火曜・土曜・祝日

仲南会場 午前9時〜午後5時まで

定休日 土曜・日曜・祝日

詳細はお問合わせください。

健康増進課 ☎（73）0126

札の辻考

く制札場に佇む

国道438号線（坂出貞光線）の長尾檜林地区に大川神社の石碑があります。ここは「札の辻」と呼ばれており、藩政時代に、藩の制札（高札）場があり、今もそのままの辻と言われています。

制札には二種類あって、幕府からのもので「定」。藩庁からの政令を「覚」と区分けし、さらにその揭示場所も大制札場と小制札場が設けられていました。ここは高松藩領の鶴足郡長尾郷長尾村のほぼ中間に当たる所と思われます。

ちなみに旧満濃町においては長尾ほか七カ所に小制札場が設置されていました。大制札場は、金比羅参りなどで賑わう高松街道と宇多津街道の分岐又の大橋にありました。



切支丹制札

それらの眼目は、前者が切支丹・捨て子・死牛馬遺棄など。後者の小制札場は切支丹・忠孝等々御上への恐懼忠誠心高揚などのようです。ここ長尾郷の範囲は、香川県唯一の一級河川土器川の源流から扇状地までの流域の右岸に当たり、川幅は最大250メートルほどであります。長尾村から阿讃山脈までの七ヶ村を長尾郷といいます。

余談ながら、庄屋（政所とも称した。東国では名主）について触れよう。当初は世襲であったが、時代とともに変遷しその後、大百姓の互選となりました。しかしいずれにしても、代官など藩庁の任命によるものであります。

藩庁（郡奉行など）からの「達し」は、大庄屋（原則として一郡に二家。庄屋との兼帯もあった）から回状され、写しを取って次へ託送した由。（手書きですからその労苦たるや押して知るべし！）送り代も当方（村）持の由。

書体は豊臣秀吉によって青連院流（御家流）に統一されていました。しかし、藩庁からの文書はともかく、地方文書（村の文書）は、難解難読のものが多々あった由。

（文責 長尾 小川 俊和）

日本発見・再発見

第1回

茶道に学ぶ 人との和

今回はアイルランド出身のアイリッシュさんが茶道を体験しました。



初めてのお点前に緊張

自分を見つめなおす両国の文化

茶道には、母国アイルランドの宗教、カトリックの礼拝と共通点があります。もちろん茶道と礼拝は目的や宗教的な基盤は違いますが、茶道の「お点前の所作を通じて自分と他者との関係を客観的に見直す精神」は、礼拝をするときの心構えに似ています。礼拝の儀式は一つ一つ意味のある手順に集中し、自分の行いが神の前で恥ずかしいものでなかったかを省みる時間です。茶道の根幹に

は、礼拝と同じ「人間性を高める」目的があると感じました。
今回の茶道体験では、抹茶の飲み方や畳の歩き方などの所作を教わったり、生まれて初めて着物物を着たりと、茶道を楽しむことができました。この体験をきっかけに、今後より深く茶道を学んでいきたいと思っています。

人を敬う気持ちが茶道の心



今回指導してくれたまんのう町茶道同好会の赤松数子さん。

茶道とは、人を敬い、自らを慎む人間性を育てる芸道です。亭主となった人は、まず玄関を整え、茶室を来客にとって心地よい空間になるように用意し、掛け軸や茶碗など季節の道具を用意して演出の準備をします。これらはすべて来客を敬い、おもてなしをしようという心から生まれる行為です。

現在は、人が人を敬い大切にしようという気持ちが希薄な時代です。信じられないような痛ましい事件を耳にしますが、こうした事件は、自分の一時的な感情に左右されずに相手のことを思いやれば起こりようがないように感じます。他人の気持ちを想像できず、自己中心的な振る舞いをする人が多い時代だからこそ、多くの人に茶道を通して、人を敬い、穏やかに過ごす心を養っていただきたいと思っています。

長尾会館だより

平成24年度第1回 長尾会館ふれあいパン教室



開催日時

4月17日(火) 9:30～13:00

場 所

まんのう町立長尾会館生活改善室
(まんのう町長尾1582番地)

内 容

講師指導のもと「肉まん」を作ります。

参 加 費

1,000円(当日集金します)
※材料費・受講料込み

申し込み

定員は先着10名です。4月9日(月)～4月16日(月)午前中までに長尾会館へ電話又はFAXにてお申し込みください。
(TEL・FAX0877-79-2021)

人権コラム 62

あなたと人権シリーズ(22)

携帯電話の危険性



条例」に違反する場合があります。公然と個人を侮辱すると、「名誉棄損」や「侮辱罪」になる場合もあります。さらに損害賠償を請求される場合もあります。「△△、金持って来い」は犯罪(恐喝)です。

インターネット(「ネット」)は便利です。ところが、発信者の顔が見えないことを悪用して誹謗中傷やいじめの書き込みなどが見られます。特に子どもが携帯電話からインターネットに接続し、事件の加害者や被害者になるケースが起きています。

悪口や誹謗中傷、嫌がらせ、脅しなどは「香川県迷惑行為等防止(香川人権研究所)

家庭で子どもたちと話し合い、フィルタリングを勧めてみましょう。フィルタリングとは有害情報から子どもを守るサービスで、各携帯電話社では通話料無料で相談のつてくれます。



人権作文コーナー



「未来への虹」を見て



長炭小学校 六年
宮川 嵐史

このビデオを見て、「差別はいけない」と改めて思いました。

このビデオは、ハンセン病という病気にかかり、療養所に入れられた子どもが、大人になって病気が治ってからふるさとに帰れないということを描いていました。

その施設では、入所者は病気なのに働かされていました。そして、薬で病気が治ってからも、死んでからも施設から出られずにふるさとに帰れずにいるということです。入院しても働かされて、死んでも出られないなんて、何のために入院しているんだろうと思います。

ハンセン病は、昔はおそれられていた病気だったそうですが、今は薬で治るし、なかなかうつらないということも分かっています。どうしても、患者さんたちは病気が治ってからふるさとに帰ることができなかったのでしょうか。それは、人々に差別の心がある

からだだと思います。そのことは法律にも表れていました。患者を療養所に閉じ込める「らい予防法」は、病気が治るようになってからも改められませんでした。しかし、おじさんたちの努力があったて、平成八年にやっと廃止されました。それでも、ふるさとに帰れない人たちがいます。それも差別の心のためです。一度植え付けられた差別の心は、なかなかなくなることはありませんでした。病気で苦しんでいる人たちは助けなければならぬのに、逆にいじめるなんて、人間としていけないと思います。

ほくも、友だちに嫌なことを言うことがあります。でも、人から同じようにされたとき、とても嫌だったし、悲しくなりました。自分がされて、どれだけ嫌なことがよく分かりました。

ほくはもうすぐ六年生になります。自分の中の嫌な心をなくすようにして、友だちをもっと増やそうにしたいと思っています。そして嫌なことをしている人にはきちんと注意し、学校でも呼びかけ、いじめや差別のないもつとつといい長炭小学校にしていきたいと思っています。

が必要 **【参加費】** 200円 **【申し込み締め切り】** 4月24日(火) **【その他】** エプロンとうわぐつを各自持参
▶申し込み先・問い合わせ先
 まんのう町国際交流協会事務局
☎0877-75-0200
 (かりん会館内、水曜日休館)

遺言・相続に関する 無料法律相談

【日時】 4月16日(月) 午前10時～午後4時 **【場所】** 香川県弁護士会館(高松市丸の内2-22) **【相談方法】** 面談による相談(1枠30分以内)、電話相談は実施しない **【申し込み締め切り】** 4月10日(火) ※完全予約制
▶申し込み先・問い合わせ先
 香川県弁護士会事務局
☎087-822-3693

アルコール問題相談会

【日時】 4月22日(日) 午前10時～午後3時30分 ※当日会場にて受付 **【会場】** 四国断酒ブロック香川大会会場の一部(サンポートホール高松大ホール) **【対象】** アルコールに関する悩みをお持ちの方、家族のアルコール問題でお困りの方
▶問い合わせ先
 (社)香川県断酒会
☎087-895-2704
FAX087-895-0135

満濃池森林公園 春のネイチャーゲーム

【日時】 4月29日(日) 午前9時30分～正午 **【集合場所】** 満濃池森林公園森林の館 **【その他】** 12歳以下の参加は保護者同伴。運動できる服装

▶問い合わせ先

・日本ネイチャーゲーム協会香川県支部
 豊田 **☎090-3189-4034**
 ・満濃池森林公園 公園事務所
 高橋 **☎0877-78-3364**

募 集

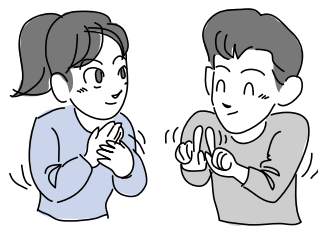
国家公務員採用試験

●総合職試験(院卒者試験)、総合職試験(大卒程度試験)
【受付期間】 インターネット: 4月2日(月)～9日(月)、郵送または持参: 4月2日(月)・4月3日(火) **【受験資格】** 昭和57年4月2日以降の生まれの者など **【第1次試験】** 4月29日(日)
 ●航空管制官、法務省専門職員(人間科学)、国税専門官、労働基準監督官、財務専門官、皇宮護衛官(大卒程度試験)、食品衛生監視員
【受付期間】 インターネット: 4月2日(月)～12日(木)、郵送または持参: 4月2日(月)・4月3日(火) **【受験資格】** 昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの者など **【第1次試験】** 6月10日(日)
 ●一般職試験(大卒程度試験)
【受付期間】 インターネット: 4月10日(火)～19日(木)、郵送または持参: 4月10日(火)・4月11日(水) **【受験資格】** 昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの者など **【第1次試験】** 6月17日(日)
 ●海上保安学校学生(特別)
【受付期間】 インターネット: 4月2日(月)～9日(月)、郵送または持参: 4月6日(金)～4月11日(水) **【受験資格】** 平成24年4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌

日から起算して6年を経過していない者など **【第1次試験】** 5月20日(日)
▶問い合わせ先
 人事院四国事務局
☎087-831-4765

手話奉仕員養成講座(入門課程)受講者

【申込期間】 4月1日(日)～4月30日(月) ※消印有効 **【受験資格】** 満18歳以上で、手話奉仕員活動をしうとする方かつ全13回の講座および手話サークル体験・ろうあ協会行事に参加できる方 **【開催日時】** 6月23日、7月14・28日、8月11日、9月8日、10月13・27日、11月10・24日、12月8・22日、2013年1月12・26日(毎月第2・4土曜日が基本)、午後1時30分～4時40分 **【会場】** 香川県聴覚障害者福祉センター※駐車スペースに限りがあります。 **【受講料】** 無料。ただし、テキスト代として1,200円が必要。 **【受講申し込み方法】** 往復はがきの往信面に、受講者の①住所②氏名(ふりがな)③年齢④電話番号とFAX番号を、返信面の宛名欄にも住所と氏名を記入。
▶申し込み先・問い合わせ先
 香川県聴覚障害者福祉センター
 手話奉仕員養成講座入門課程 係
 〒761-8074
 高松市太田上町405番地1
☎087-868-9200 FAX087-868-9201



氏名	誕生月日	保護者名	地区
しばさか しゅうほ 柴坂 柊南	1.26	敬二	炭所西
きむら まい 木村 舞衣	1.29	卓也	羽 間
さかもと らな 坂本 星姫	2.2	卓由	東高篠

氏名	誕生月日	保護者名	地区
やまさき りくと 山崎 陸人	2.3	和樹	七 箇
やました かな 山下 栞奈	2.5	潤	七 箇
ひらた るい 平田 琉純	2.7	圭治	四 條

氏名	誕生月日	保護者名	地区
かどおか かくら 角岡 神楽	2.10	高行 帆	山
おおにし いと か 大西 絃花	2.15	孝洋	炭所西

敬称略 / 2月届け出分



氏名	死亡月日	年齢	地区
たけい しずこ 武井志津子	1.31	80	炭所東
しんでん ふさえ 新田 房江	2.2	78	佐 文
もりちか こ 森近トシ子	2.2	89	追 上
おおにし シマ 大西 シマ	2.5	90	吉野下

氏名	死亡月日	年齢	地区
こやま 小山ヤスエ	2.9	91	後 山
こやま あきよし 小山 明義	2.10	83	中 通
にしおか ハルエ 西岡ハルエ	2.13	89	造 田
かわなか ふみこ 川中 文子	2.15	101	炭所西

氏名	死亡月日	年齢	地区
ひろかわ 廣川ヨシエ	2.17	92	炭所東
おばな 尾鼻 ハナ	2.22	94	佐 文
かがわ だいきち 香川 大吉	2.25	92	四 條
すぎはら としはる 杉原 俊治	2.29	81	川 東

敬称略 / 2月届け出分

※ご家族やご遺族の了承を得て掲載しています。



身体等に障害がある方々に対する自動車税の減免申請の出張受付を行います

香川県では、身体等に障害があるため歩行することが困難である方々には、一定要件のもとで、その利用する自動車の自動車税を減免する制度があります。次のとおり出張受付を行いますのでご利用ください。

【受付日時】4月10日(火)、4月17日(火)、5月15日(火)いずれも午前9時～午後4時 【場所】中讃県民センター（香川県仲多度合同庁舎内）善通寺市生野本町1-1-12（☎0877-62-9610）

▶問い合わせ先

香川県県税事務所自動車税課
高松市松島町1-17-28

☎087-806-0314

詳しい要件は、事前にお問い合わせください

自動車を新規登録する時は、
香川県県税事務所自動車税課
高松市鬼無町佐藤20-10

☎087-881-3858

戦没者慰霊巡拝

【日時】8月～平成25年3月 【場所】
【旧ソ連地域】イルクーツク州、沿海地方、ハバロフスク地方、ザバイカル地方【その他の地域】フィリピン、北ボルネオ、東部ニューギニア

ア、トラック諸島、マーシャル・ギルバード諸島、マリアナ諸島、中国東北地区、硫黄島【対象者】戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹※原則80歳以下、自己負担で介助者同行が認められる場合もあります。【申し込み期間】実施時期の約3カ月前※巡拝先により実施時期と滞在期間、申し込み締め切りが異なります。自己負担があります。

▶問い合わせ先

香川県健康福祉部長寿社会対策課
☎087-832-3264

催し物

不動産鑑定無料相談会

【日時】4月6日(金) 午前10時～午後4時 【場所】高松会場：県庁東館1階ロビー、丸亀会場：丸亀市役所1階相談室 【内容】一般社団法人香川県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士（各会場3名程度）が、土地・建物等の不動産の価格や土地取引に関する県民からの相談に無料で応じるもの。【留意事項】直接会場にお越しください。相談者が多数の場合は、会場でしばらくお待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

▶問い合わせ先

一般社団法人香川県不動産鑑定士協会事務局 高松市西内町3-7
森ビル2F ☎087-822-8785

関節リウマチ講演会（無料）

【日時】4月12日(木) 午後2時40分～午後4時40分 【場所】丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）4階研修会議室1・2（☎0877-22-5700 丸亀市社会福祉協議会）【演題】リウマチと肺疾患【講師】宇多津クリ

ニック倉田典之先生【その他】講演会終了後、療養相談があります。リウマチ患者だけでなく、どなたでもお問い合わせの上ご参加ください。駐車場は込み合いますので出来るだけ公共機関をご利用ください。

▶問い合わせ先

RAほのぼの会 牛田
☎0877-62-9398※FAX兼用

Spring Kick-Off!! 花見とキックベースボールの集い（無料）

アメリカや中国、ニュージーランド、フィリピンなどさまざまな国の方々と、持ち寄りのお花見パーティをしませんか。桜の咲くグラウンドで一緒にキックベースボールをすれば、言葉の壁も心配無用。国籍も食文化もごちゃ混ぜの楽しい時間を過ごしましょう。

【日時】4月15日(日) 午前11時から午後2時まで 【会場】吉野公民館 【定員】20名※事前申し込みが必要 【申し込み締め切り】4月5日(木)

【その他】食事は持ち寄りです。一人一品お料理を御持参ください（飲み物は各自御用意ください）

小学生対象：かりんっ子パスポート「きいてみよう！やってみよう！英語の国のイースター」

イギリスやアメリカ人の先生が、伝統的な春のお祝い「イースター（復活祭）」の料理や工作、遊びを紹介してくれます。イースターのパン作りや卵の絵付け、お菓子探しのエッグハントを一緒に体験して楽しく過ごしましょう。

【日時】4月30日(月・祝) 午前10時から午後12時30分まで 【会場】吉野公民館 【定員】30名※事前申し込み

債務問題でお悩みの方は今すぐご相談下さい。

任意整理

現在の債務の残元金（原則将来の利息がなくなります）を3年間で弁済していくもので、裁判所を通さず、当事務所が依頼者の代理人となり、直接債権者と交渉を行います。

過払い返還

利息制限法の上限利率を超える利息で借入をしていた場合に、払い過ぎになっている利息（過払金）を取り戻します。

個人再生

個人再生は自己破産とは異なり、不動産などの財産を残してその他の債務を大幅に減額できるものです。住宅ローンを除いた債務が5,000万円までが対象となります。

自己破産

自己破産は債務者の財産と引き換えにその債務を弁済することとなります。特に財産がない場合には同時廃止という申し立てを行ない迅速に解決できます。

司法書士法人
あおぞら
無料相談受付中 ☎087-813-7590
お急ぎの方はお電話でご相談ください
〒760-0079 高松市松島町1012-8 ベルディ松島 2F-A
【法人名】司法書士法人あおぞら
【司法書士】田内拓也 香川県司法書士会所属
【登録番号】第311号 簡裁訴訟代理等関係業務／認定番号 第847014号
【業務案内】不動産登記／商業・法人登記／相続・遺言／債務整理／裁判手続・裁判書類作成／供託／各種法律相談
メールアドレス soudan@aozora-shihou-office.com



春の全国交通安全運動

4月6日(金)～15日(日)

子どもと高齢者の交通事故防止

県民総ぐるみで交通死亡事故ワースト返上!

- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 交差点及びその付近での交通事故防止

まんのう町交通安全対策推進協議会

中国文化講座



参加者に中国の文化を説明する卢さん

中国の文化の奥深さに触れる

1月28日、中国文化講座がかりん会館で開催され、41人が参加しました。

今回の講座は、講師に卢笑竹（ロ・ショウチク）先生を招き、中国の正月の習慣を中心にした内容で行われました。

また、この日参加者は、NPO法人国際文化交流協会ニコニコクラブによる二胡の演奏を聴いたり、餃子や湯円（かんえん）と呼ばれる団子などを試食したりしながら、中国の文化に触れていました。

満濃中学校生徒職場体験学習



ごみ収集車に積込を行う生徒ら（リサイクルステーションまんのう）

仕事をする意義や大切さを知る

1月24日から26日にかけて、満濃中学校2年生が職場体験学習を行い、町役場には8人の生徒が参加しました。

職場体験学習はさまざまな業務に自らが接する中で、学校の授業で体験したり身につけたりすることができない多くの知識を学んでもらおうと行っているものです。

生徒は、ごみ収集作業や音声告知放送の録音体験などの役場の業務や、仲南産直市で接客業務などを行いながら、「思ったより大変だった。難しい。」と働くことの大変さを実感していました。

森のコンサート



満濃中学校2年生による合唱

音楽に心の豊かさを求める

2月11、12日の両日、町民文化ホールで森のコンサートのオーケストラ演奏会が開催されました。

演奏会では、東京フェスティバルオーケストラを迎え、D・ポツパー作曲「ハンガリアン・ラプソディ」を原嶋寛実さんによるマリンバで演奏したり、宮沢賢治作「セロ弾きのゴーシュ」の世界を、鈴木啓世さんが描いた映像曲が披露されるなどしました。

また、11日にはコーラスユニット、12日には満濃中学校2年生による合唱がオーケストラの伴奏によって行われました。

第6回まんのう町交通安全活動推進大会



町内の交通安全について意見発表を行う生徒

異世代間で町内の交通について考える

第6回まんのう町交通安全活動推進大会（まんのう町交通安全母の会連合会主催）が1月29日、町民文化ホールで開催されました。

この大会では、平成23年度の交通安全全図案・標語の入選者の表彰の後、昨年、本町において7人の方が交通事故の犠牲になった現実を踏まえ、小中学生、その親世代が意見発表を行い「まんのう町の交通安全」について考えたほか、満濃中学校吹奏楽部による心温まる演奏が行われました。

『家族の命を守るのは母親の責務である』を信条とした母親の自覚と関心を呼び起こすとともに、より積極的な交通安全活動に努めることを再確認していました。

Event Schedule & in February

4月の行事予定

行事名	日	時 間	場 所
人権相談	5 ^木 _日	10:00～15:00	役場本庁
行政相談	5 ^木 _日	10:00～15:00	役場本庁
	20 ^金 _日	13:00～16:00	琴南農改センター
心配ごと相談	5 ^木 _日	13:00～16:00	役場本庁
	17 ^火 _日	9:00～12:00	琴南農改センター
	20 ^金 _日	13:00～16:00	仲南支所
身体・知的障害者 相談	12 ^木 _日	9:30～11:30	琴南農改センター
	12 ^木 _日	13:30～16:30	仲南支所
	19 ^木 _日	9:00～12:00	役場本庁
こころの健康相談 [要予約／健康増進課☎73-0126]	12 ^木 _日		かりん健康センター
	26 ^木 _日		琴平ゆうあいの家
法律相談 [要予約／まんのう町社協☎77-2991]	26 ^木 _日		満濃農改センター
精神保健福祉相談	26 ^木 _日	9:00～12:00	役場本庁
栄養相談 [要予約／健康増進課☎73-0126]	2 ^月 _日		かりん健康センター
栄養教室 [胃腸病予防／要予約／健康増進課☎73-0126]	27 ^金 _日	9:30～12:30	かりん健康センター
ポリオ	4 ^水 _日	13:00～14:00	かりん健康センター
	25 ^水 _日	13:00～13:30	かりん健康センター
胃がん検診	19 ^木 _日	9:00～11:00	美合出張所
	20 ^金 _日	9:00～11:00	琴南農改センター
	23 ^月 _日	9:00～11:00	仲南農改センター
	24 ^火 _日	9:00～11:00	仲南農改センター
子宮頸がん検診	20 ^金 _日	13:30～14:30 15:00～15:45	琴南農改センター 美合出張所
	23 ^月 _日	13:30～15:30	仲南農改センター
	24 ^火 _日	13:30～15:30	仲南農改センター
乳がん検診	20 ^金 _日	9:00～11:00 13:00～14:00	琴南農改センター 美合出張所
	24 ^火 _日	9:00～11:00	仲南農改センター
	27 ^金 _日	9:00～11:00	仲南農改センター
1歳6ヵ月児健診	11 ^水 _日	13:00～14:30	かりん健康センター
乳幼児健診	18 ^水 _日	13:00～14:30	かりん健康センター
2歳児健診	26 ^木 _日	13:00～14:30	かりん健康センター
未来来運動教室	5 ^木 _日	10:00～11:00	満濃農改センター
	12 ^木 _日	10:00～11:00	満濃農改センター
	19 ^木 _日	10:00～11:00	勤労青少年ホーム
	26 ^木 _日	10:00～11:00	満濃農改センター



休日当番医



(日・祝のみ)

テレフォンサービス ☎73-4400

日	科	医療機関名	電話番号
1 ^日 _日	内科	池田内科医院	73-2366
	外科	たかお整形外科医院	75-1127
8 ^日 _日	内科	林医院	75-5125
	外科	山田外科医院	73-5211
15 ^日 _日	内科	森内科医院	73-4188
22 ^日 _日	内科	岩崎医院	75-5161
	外科	松浦外科胃腸科医院	75-3211
29 ^日 _日	内科	岩佐病院	73-3535
30 ^日 _日	内科	小国医院	75-2317
	外科	岩佐病院	73-3535

※当番医は予告なく変更される場合があります。ご了承ください。

救急電話相談

(19:00～翌朝8:00)

●一 般 ☎087-812-1055

●小 児 ☎#8000

または☎087-823-1588



平成24年 町内の110番・119番



区 分		2月中	1月からの累計
交通事故	物損(件)	48 (45)	99 (75)
	人身(件)	11 (22)	32 (35)
	死亡(件)	0 (1)	0 (1)
救急出動	火災(件)	1 (1)	3 (1)
	救急(件)	99 (92)	195 (181)

※カッコ内の数字は昨年同期の件数



スポーツの結果(敬称略)



日	大会名	場 所	結 果
2月26 ^日 _日	まんのう町 グラウンド ゴルフ協会 杯大会	吉野公民館 グラウンド (参加: 67人)	【優 勝】 大岡美智子(四條) 【準優勝】 武田 正治(吉野) 【第3位】 田岡 博(岸上)

学校記者クラブ

今月の
リポーター



満濃中学校 3年
山地 瀬菜



満濃中学校 3年
平田 圭織

職場体験学習で学んだこと

一月二十四日から二十六日までの三日間、私たちは様々な職場へ体験学習に行きました。自分たちで職場を選び、自分たちで電話をかけました。初めてのことで、とても緊張しました。慣れない電話で上手く対応できないこともありましたが、二年生全員が無事職場を決定することができました。

丸亀病院のデイケアセンターでは、職場に入ってからすぐ、患者さんが温かい拍手で迎えてくれました。自己紹介を済ませて自由時間に入ると、たくさんの患者さんが声を掛けてくれました。それから、三日間を通してクッキングをしたり、バドミントンをしたり、お話を聴いたり、とても楽しかったです。最後にあいさつをしたとき、「明日も来てよ。」「行かないで。」と涙を流している患者さんを見て、本当にこの職場で体験学習が出来てよかったと思いました。

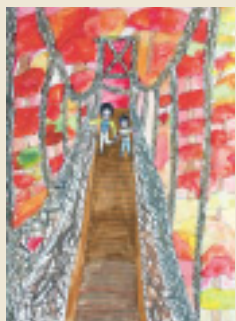
滝宮総合病院では、驚くほどたくさん

の課がありました。すべてを回すことはできませんでしたが、医事課や検査室、透視やリハビリテーション科、それに手術室などたくさんの施設を見せていただきました。そして、場所によってさまざまな体験をさせていただきました。そんな経験を通して、患者さんの病に向き合う真剣さ、患者さんを救うために素早く的確に判断し、その内容を丁寧に説明する大切さ、他にもたくさんのことを学びました。

この三日間、いろいろな体験をさせていただき、とても貴重な時間を過ごすことができました。今回職場体験学習を受け入れてくださった各事業所の人たちへの感謝の気持ちを忘れずに、これからの学校生活でも、いろいろな人へ感謝することを大事にして生活したいと思います。そして、自分の目標をしっかりと持ち、その目標に向かって頑張っていきたいです。

市校美術館

「かずら橋に行って」



琴南小学校 6年
三好 真央

「水」



琴南小学校 4年
黒川 陽菜璃

食育標語



「ばあちゃんのおやさいたべて

げんきのこ」

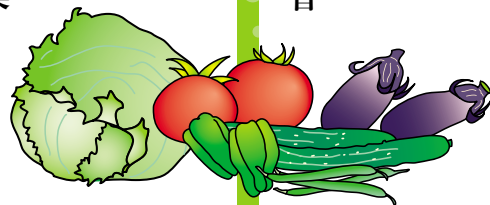
仲南東幼稚園 西大 晴香

「にがてな野菜も

お母さんの手料理で

おいしいよ」

四条幼稚園 近藤 芹菜



※所属名と学年は、応募時のもの

●この広報誌は、四国新聞販売株式会社に委託し、町内の全世帯に配布しています。配布についてのお問い合わせは、まんのう町企画政策課 ☎(73) 0106まで。

再生紙を使用しています。



リサイクル可能な大豆油インクを使用しています。